

パートタイマー就業規程

平成19年	3月16日	制定
平成22年	3月31日	一部改正
平成25年	5月9日	一部改正
平成26年	5月13日	一部改正
平成28年	3月8日	一部改正
平成31年	3月1日	一部改正
令和2年	7月1日	一部改正

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という）に勤務するパートタイマー（以下「パート」という）に適用する。また、この規則または雇用契約書および関係諸規程に定めのないものは、労働基準法およびその他関係法令の定めに従うものとする。

(パートの定義)

第2条 パートの定義は以下のとおりとする。

- (1) 1年以内の期間を定めて雇用された者

(サービスの原則)

第3条 パートは常にこの規程を守り、自己の職務に対し責任を重んじ、互いに協力して職場秩序の保持に努めなければならない。また、在職中あるいは退職後においても当法人の名誉に瑕をつけたり職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第2章 採用及び退職

(採用)

第4条 当法人は就職希望者の履歴その他を考慮し、選考のうえ採用する。

- 2 選考に際しては次の書類を提出させる。ただし、一部を省略することがある。
 - (1) 履歴書（3ヶ月以内撮影の写真貼付のもの）
 - (2) その他必要と認める書類

(提出書類)

第5条 採用された者は、次の書類を1週間以内に提出しなければならない。

- (1) 住民票記載事項証明書（含 マイナンバー）
 - (2) 誓約書及び身元保証書
 - (3) その他必要と認める書類
- 2 前項書類の記載事項に異動があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

(契約更新)

第6条 次の各号により契約更新を判断する。

- (1) 契約満了時点の業務の有無または業務量により判断する。
- (2) 本人の職務能力、就労成績、健康状態、解雇の規定に定める事由により判断する。
- (3) 協会の経営内容、経営悪化や大量の業務消滅など経営状況により判断する。
- (4) 期間満了1か月前までに更新の手続きを完了する。

(無期労働契約への転換)

- 第7条 期間の定めのある労働契約で雇用する従業員のうち、通算契約期間が5年を超える従業員は、別紙2に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、無期労働契約での雇用に転換することができる。
- 2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月以上ある社員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。
- 3 この規則に定める労働条件は、第1項の規定により無期労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。

(契約解除)

- 第8条 次の各号により契約解除とする。
- (1) 契約当事者双方が合意する場合は契約期間内の合意する時期
- (2) 事業の運営上やむを得ない事由または天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小・転換または部門の閉鎖等を行う必要が生じたとき。
- (3) その他雇用の継続が、不都合となる事情が生じたとき。

(退職)

- 第9条 次の各号の一つに該当するときは退職とする。
- (1) 本人の都合により退職を申し出て当法人が承認をしたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 契約期間が満了したとき。
- (4) 有期労働契約年齢は、65歳を上限とし、65歳に達した日以降の最初の3月31日を退職日とする。また、当法人が認め引き続き雇用する場合、70歳を上限とする。
- (5) 無期労働契約へ転換した従業員に係る定年は満65歳とし、定年に達した日以降の最初の3月31日を退職日とする。また、当法人が認め引き続き雇用する場合もある。

(退職の手続)

- 第10条 契約期間中に退職しようとするときは、少なくとも30日前までに当法人に申請をし、退職の日までは従前の業務を継続しなければならない。

第3章 勤 務

(勤務時間および休憩時間)

- 第11条 勤務時間および休憩時間は次のとおりとする。
- (1) 勤務時間 始業時刻：8時30分
終業時刻：17時15分
- (2) 休憩時間 正午から12時45分までの45分間

(勤務日および休日)

- 第12条 パートの勤務日数は、原則として月15日以内とし、雇用契約書に定める。また、月の勤務日および休日は、当該月前月の末日までに作成・提示する勤務予定表によるものとする。
- 2 当法人は業務上の必要がある場合は、前項の休日を他の日に振替えることがある。

(出勤等)

第13条 出勤したときは、出勤簿に押印しなければならない。

(欠勤・遅刻・早退)

第14条 病気やその他やむを得ない理由のため欠勤・遅刻または早退する場合は、事前に当法人に届け出なければならない。ただし、事前に届出のできない場合は事後速やかに所定の手続きを行うものとする。

2 傷病による欠勤が7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

第4章 休 暇

(年次有給休暇)

第15条 雇い入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した第2条1号に定めるパートに対して、次のとおり年次有給休暇を与える。

年間所定 労働日数	勤続年数／年次有給休暇日数						
	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
169～184日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

2 年次有給休暇を受けようとするときは、原則として1週間前までにその旨当法人に届出なければならない。ただし、その届出があった時季に年次有給休暇を与えることが著しく業務に支障をきたすおそれがあるときは、当法人は他の日にこれを与えることがある。

3 私傷病による欠勤の場合、本人から申し出があれば、残存年次有給休暇の限度内で年次有給休暇に振替えることができる。

4 年次有給休暇は、その発生した日より1年以内にこれを使用することを本とする。ただし、休暇日数の全部または一部を受けることが出来なかったときは、その残りの休暇日数はこれを翌年度に限り繰り越すことができる。

(育児休業、子の看護休暇及び介護休業)

第16条 パートのうち必要ある者は、当法人に申請し、育児休業、子の看護休暇及び育児短時間勤務、介護休業及び介護短時間勤務の適用を受けることができる。ただし、この間は無給とする。

(特別休暇)

第17条 パートのうち必要ある者は、産前産後休暇、生理休暇など労働基準法およびその他関係法令に定めある休暇をとることができる。ただし、この間は無給とする。

第5章 賃 金

(賃 金)

第18条 賃金は時給制とし、次のとおり定める。

(1) 時給

(2) 法定外休日勤務手当

(3) 時間外勤務手当

(4) 特別手当

(時 給)

第19条 時給は、各々の雇用契約書に定める賃金額に時間数を乗じて算出する。

(時間外勤務手当、特別手当)

第20条 時間外勤務手当及び特別手当は、別表に定める。

(賃金の改訂)

第21条 賃金は、当法人の支払能力、物価の変動および世間水準等を勘案し、必要と認めるときは改訂することがある。

2 前項の改訂を行う場合、原則として4月から実施する。

(計算期間および支払日)

第22条 賃金の計算期間は、毎月1日から末日までの1か月とし、その支払いは翌月の10日とする。ただし、支払日が休日にあたる場合は、その翌日を支払日とする。

(賃金の支払い)

第23条 賃金は、通貨または銀行振込により、直接本人にその全額を支払う。

(賃金からの控除)

第24条 賃金の支払いに際しては、所得税など法令に定められたものを控除する。

第6章 解 雇

(普通解雇)

第25条 当法人は、パートが次の各号の一つに該当するときは、契約期間中といえども解雇する。

(1) 勤務状況が不良で、改善の見込みがないとき。

(2) 能率または職務遂行能力が低劣のため、就業に適さないとき。

(3) 本規則または業務上の指示・命令に違反したとき。

(4) その他雇用の継続が、不都合となる事情が生じたとき。

(5) その他前各号に準ずる事態が生じたとき。

(解雇予告)

第26条 当法人は、前条による解雇をするときは、30日前に予告するか、または30日分の平均賃金を支払って即時解雇する。ただし、労働基準監督署の認定を受けたときはこの限りではない。

2 前項の予告日数を短縮するときは、短縮した日数1日につき平均賃金の1日分を予告手当として支給する。

(懲戒解雇)

第27条 次の各号の一つに該当する者は、懲戒解雇する。

(1) 採用にあたり当法人に提出した書類の記載内容が事実と相違し、または重大な点につき記載漏れがあったとき。

(2) 無断欠勤が引き続き14日以上に及んだとき、または勤務状態が著しく不良にて改しゅんの見込みがないとき。

(3) 業務上重要な秘密を当法人外に漏らし、また漏らそうとしたとき。

- (4) 当法人内で他人のものを窃取、または窃取しようとしたとき。
- (5) 業務命令に従わず、または反抗したとき。
- (6) パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・暴行脅迫などの行為を行って、職場の秩序を乱し、業務遂行を妨げたとき。
- (7) 刑事上の追訴を受け、解雇することを適当と認めたとき。
- (8) 当法人の信用を失墜させ、名誉をき損する行為のあったとき。
- (9) 職務を利用して私利私益を図ったとき。
- (10) 25条各号の一つに該当し、その情状の重いとき。
- (11) その他前各号に準ずる行為があったとき。

第7章 雑 則

(改 廃)

第28条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(附 則)

第29条 この規程の変更は、令和2年7月1日から施行する。

【別 表】

時間外勤務手当：17：15～22：00 賃金単価の1.25倍 30分単位の申告に対して支給
特別手当：猛暑日（暑さ指数31℃以上）に薬用植物栽培作業に従事した者及び 降雪日に除雪作業に従事した者を対象とする。 終日作業従事者 1日 300円 半日作業従事者 半日 150円

パートタイマー雇用契約書

と公益社団法人東京生薬協会とは、次のように定める雇用契約を締結した。

雇用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの ヶ月間
就業の場所	東京都薬用植物園
仕事の内容	栽培、鑑定・鑑別等の補助作業
勤務日	月・火・水・木・金・土・日曜日
就業の時間	①8:30~12:00 ②8:30~15:00 ③8:30~17:15
時間外勤務	有 無
勤務日以外の労働	無
休憩の時間	昼食時及び午前、午後に状況により15分~30分あり
休日	有給休暇 有 無
賃金	時給 金 円
交通費	支給せず
昇給・賞与・退職金	無
賃金の支払い	毎月末日締切の翌月10日支払い 銀行口座振込
更新の有無	ア 契約は自動的に更新する。 イ 契約は更新する場合があります。 ウ 契約を更新することはない。
更新の判断	1 契約満了時点の業務の有無または業務量により判断する。 2 本人の職務能力、就労成績、健康状態、解雇の規定に定める事由により判断する。 3 協会の経営内容、経営悪化や大量の業務消滅など経営状況により判断する。 4 期間満了1か月前までに更新の手続きを完了する。
備考	この契約に定めのないものについては、協会の定める「パートタイマー就業規程」によるほか、法令の定めに従う。

この契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 年 月 日

パートタイマー 住所

氏名

印

雇用主 東京都千代田区東神田1丁目11番4号

公益社団法人 東京生薬協会

会長 藤井隆太

無期雇用転換申請書

公益社団法人 東京生薬協会
会長 藤井隆太 殿

私は、無期雇用後の就業規程、労働条件を確認、同意した上で、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申し込みをします。

申請日	令和 年 月 日
氏名	印
生年月日	昭和・平成 年 月 日生
所属	
入社年月日	平成・令和 年 月 日
期間満了日	令和 年 月 日
現在の雇用形態	パートタイマー
	勤務日（日・月・火・水・木・金・土）
	勤務時間帯（ : ~ : ）
備考	

【事務局記入欄】

承認日	事業管理責任者	事務局長	専務理事	会長
令和 年 月 日	印	印	印	印

公益社団法人 東京生薬協会

会長 藤井隆太 殿

誓約書及び身元保証書

私は、貴協会にパートタイマーとして入社するにあたり、貴協会パートタイマー就業規程その他の諸規程、命令を遵守し、誠実に職務に精勤することを誓約致します。

令和 年 月 日

現住所

誓約者氏名

Ⓜ

昭和・平成 年 月 日生

私は、上記誓約者本人の身上に関する一切の責任を負い、万一、上記本人の故意又は過失により貴協会に損害を与えたときは、身元保証人として、上記本人と連帯して賠償の責を負い、貴協会に迷惑はおかけ致しません。

令和 年 月 日

現住所

電話番号

本人との関係

身元保証人

Ⓜ

昭和・平成 年 月 日生